

令和3年11月2日

議員全員協議会確認事項

一般質問の方法

1. 一般質問の方式

「一問一答方式」と「一括質問一括答弁方式（3回まで）」の選択方式。

※議案質疑のみの場合は、従来通り「一括質問一括答弁方式（3回まで）」とする。

※一般質問で、「一問一答方式」を選択した場合において、議案に対する質疑も合わせて行う場合は、質疑についての回数に制限を設けない。

2. 運用上の確認事項

A 質問時間

- ・議員1人あたりの質問時間は質問のみ15分（答弁を除く）。
- ・質疑、質問、討論を行う議員が多数の場合は、答弁時間を除いた質問の時間を、2時間以内となるよう議長が議員間の調整をする。
 - （通告者が8人を超えた場合は、15分を調整（削減）する。）
（8人×15分＝120分）
- ・答弁は簡潔に行うよう理事者に求める。

B 発言通告書の取り扱い

- ① 発言通告書の提出が締め切られた後、速やかに全議員に電子メールにより参考送付を行う。
- ② 他議員との発言の重複により質問内容を変更する場合には、最初の質問項目の範囲内で訂正、追加等を行うこととする。

C 質問者用の演壇

- ・質問者席を設置。質問は議長前の正面演壇で行う。

D 答弁者（理事者）の指名順序

- ・1回の質問で複数の理事者が答弁する場合の議長の指名は、企業団の組織建制順に関わらず質問内容に応じて議長が指名する。